

第 115 回入札監理小委員会議事録「新宿御苑の維持管理業務」審議部分抜粋
(未定稿)

○小林副主査 それでは、ただいまから、第 115 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」、「大山隠岐国立公園大山寺及び枳水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局総務課笠井課長に御出席いただいておりますので、事業の概要、実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。

説明は 15 分程度でお願いいたします。

○笠井課長 すみません、説明に入る前に、きょうは実施要項の審議ということで来たんですけど、資料 1 の最初に、「対象業務の範囲について」と書かれているんですが、我々は、閣議決定で対象範囲は決まっているので、その業務の範囲内でいかにして実施ができるかということで実施要項（案）を考えてきました。これまで何も言われてないのに、今この場でいきなりこういう提案をされるということは、一体どういう趣旨なんでしょうか。

○小林副主査 これは、勿論こちらの方で承知はしておりますけれども、今後に向けてということ。

○笠井課長 今後というのは、今回の実施要項とは別だということですね。

○小林副主査 そうなると思っています。

○笠井課長 そこははっきりさせていただきたいんですけど。今回の実施要項で対象にするのは閣議決定の範囲内で、それについては説明をさせていただきます。そうすると、議論のポイントにはならないと思うんですけど。なぜ、「議論のポイント」という形で示されているのが理解できないんですか。

○逢見副主査 今までも、財団に対して委託してきたわけですね。今回、市場化テストに出すところが 6 つの範囲ということになったときに、残る駐車場は財団が引き続き仕事をするようになるんですが、公共サービス改革という視点から見て、それが効率的であるかどうかという論点は残ると思います。

○笠井課長 時間がない中、1 回会議も飛んでいて、この実施要項は閣議決定の業務でやるということでこれまで準備をしてきたんですけど、それをこの場でいきなりひっくり返されるということを言われているんですか。

○逢見副主査 ひっくり返すのではなくて、今回の実施要項では、閣議決定の内容に基づきますが、残る論点として、市場化テストという観点で、効率的にやる部分で問題点が残るとすれば、それは委員会として指摘することになると思います。

○笠井課長 そういう話ですと、実施要項（案）の審議に当たった議論のポイントではないのではないですか。実施要項（案）は閣議決定されている業務で、どのように実施するかという議論がされるわけですよ。違うんじゃないですか。

○逢見副主査 いや、委員会として課題があるということを指摘することは、全然構わないのではないですか。

○笠井課長 いや、実施要項（案）の審議とは違うのではないですか。

○逢見副主査 実施要項（案）を審議するに当たって、今回はこういうことで実施要項を了承するけれども、しかし、論点として、こういう課題を認識してほしいということはあると思います。それは、今までの入札監理小委員会でもやっていたことなんです。

○笠井課長 とにかく、今回の実施要項（案）の対象にはならないということですね。

○逢見副主査 今回は、閣議決定がありますから、そこはならないです。

○笠井課長 そうすると、対象業務については議論はしないということですね。

○逢見副主査 今回は、対象業務にするという議論はしません。

○笠井課長 そうですね。だったら、ちょっとおかしいのではないですか。

○逢見副主査 どこがですか。

○笠井課長 議論しないことをどうして議論のポイントに挙げられているのか、私は理解できないんですけど。

○小林副主査 今議論することが最善のことであるという前提はとっておりませんので、公共サービス改革法の趣旨からいけば、これは国民のためにやることであって。今まで決まったことから、そこを前提にして話しますということはありますけれども、それに根本の課題としてそういう問題が出てくることは、十分に議論しても構わないと思います。

○笠井課長 それは実施要項（案）の審議とは別の議論ですね。

○小林副主査 実施要項（案）のこの文言の範囲内だけを取り上げるということではなく、これは将来的にもいろいろな問題を含んでいることは指摘してもいいのではないのでしょうか。

○笠井課長 ただ、どういう業務を委託するかということを決めてから実施要項（案）をつくるわけですから、どういう業務を委託するかというところの前提は決まっているわけですね。実施の仕方について議論をするわけですから、どういう業務を対象にするかというのは別の議論になると思うんですけど。

○小林副主査 今おっしゃっているのは、いわばアズ・イズなんですね、実際なんですね。だけれども、公共サービス改革法の趣旨からいけば、あるべきということも視野に入れて議論をしなければいけないということだと思います。

○笠井課長 そこは否定はしませんが、今回議論をするところは、要するに、対象業務が決まっています、それに対する実施要項（案）がきちんとできているかどうかという議論をされるわけですね。

○小林副主査 勿論そうですが、こちらの方で、さらにこういうことも検討をしてくださいとといったことについては拒否されるという意味合いですか。

○笠井課長 実施要項（案）についてということだったら拒否します。実施要項（案）の外側の議論じゃないですかということをお話ししているんです。

○逢見副主査 外側ではなくて、密接に関連する議論なんです。

○笠井課長 それだったら、対象業務の議論をきちんとしなければいけないですね。その業務の議論は、閣議決定に至るまで議論をさせていただいて、一応決まっているわけですから、それを受けて、いかに実施要項をつくろうかということで議論は進んでいるはずなんですけれど、それをこういう場でいきなり出されて、また、何を対象業務にするのかという議論を、実施要項の審議でされるんですかということなんです。

○逢見副主査 対象業務の範囲は、今回はもう既に決まっていますから。

○笠井課長 そうですね。

○逢見副主査 しかし、残された業務について従前のまま今後も続けることについて適切かどうかということは、今後委員会としては検討をして。

○笠井課長 だから、それは実施要項（案）の審議ではなくて、その他の話ですよ。

○山西参事官 すみません、主査、よろしいでしょうか。

○小林副主査 はい。

○山西参事官 各省庁によって出席者の対応が違っているのは事実ですけれども、小委員会あるいは監理委員会の審議について、議事の対象について制限しなければいけないということを書いてきた例はまずないと思います。あと、各省庁によって出席者のリストについても、こちらの委員会、あるいは内閣府として、制限したことはございません。ですから、何らかの一般的な問題、あるいは所掌事務を超えた問題が出てくる可能性があることについて考えている役所の場合は、例えば官房のとりまとめ課、あるいは政策評価課、会計課、そういう全体のとりまとめの窓口のところが一元的にそれを受けて対応をしております。ですから、環境省の方で、今回答えられるかどうかというのは、環境省の方がどのような出席者を選んできたのかという範囲の問題だと思いますので、とりあえず一言申し上げさせていただきます。

○笠井課長 そういうことでなくて、それだったら、その他ではないですかということをお申しあげただけです。全然考えないということは私は言っていません。ただ、実施要項について審議をされるのでしたら、実施要項の中身をどうするかという議論であって、それ以外にも提案があるということであれば、それは言っていただいて構わないですよ。構わないですけど、それはその他の議論じゃないですか。

ということですけど。時間がなくなっても、きょうせっかくお集まりいただいたので。

○山西参事官 そのような議題について異論を言われたということは記録させていただきますけれども、まずあり得ないことだと思いますので、そういう意味でテークノートさせていただきたいと思います。

○小林副主査 ということです。

○笠井課長 はい。

新宿御苑は重要文化財があったり、絶滅種の管理をしなければいけないというようなことで、どこまでがこのやり方でできるかどうか、我々も非常に不安があったところです。そんな中でいろいろ調整もさせていただいて、こちらの事情もかなり配慮していただけたということは思っておりますので。実施要項につきましては、実務をよくわかっております新宿御苑の所長から説

明をさせますので、よろしく願います。

○築島所長 実施要項（案）に沿って説明させていただきたいと思います。

1 ページでございます。1 番の「趣旨」につきましては、公共サービスの改革基本方針に沿って、新宿御苑の維持・管理業務について実施要項を定めるということでございます。

2 番目。今、課長から若干申し上げましたけれども、新宿御苑につきまして、その維持・管理業務の詳細な内容及び確保されるべき質に関してでございますけれども、この新宿御苑は、3 つの様式の庭園からなる、日本ではほかに例を見ない独特の庭園であるということと、旧皇室苑地、そういった時代がありまして、旧皇室の財産を引き継いだもので、歴史ある建物などがあると。庭園全体もそうですし、建物などでもそういったところがあります。それから、そこに生えている木につきましても、そういった時代を踏まえた巨樹や巨木などがあると。

あわせて、もう一つの特徴として、皇室の温室といった歴史がございまして、特にその時代にランの栽培を盛んに行っていたと。そういうことでランの新品種を明治時代等から新しいものをつくったりして、それを継承してきていますし、昔、熱帯等から入手してきたランの原種等につきまして、現在ではいろいろな輸入制限等がございまして、なかなか入手困難なものにつきましても栽培していると。さらには、こういった国外の希少な植物だけではなく、国内で絶滅のおそれにあるような植物などの栽培も近年は行っているといったところでございます。

3 段落目になりますけれども、こちらは皇室の苑地を引き継いだ場所ということで、春に、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」、戦前は皇室の行事ということで行われていた、この「桜を見る会」、あるいは秋の「菊を見る会」、これも昔は皇室の行事として行われていたものでございますが、そういった国家行事が行われているということでございます。さらに、海外からの国家元首クラスの方が来訪したり、あるいは国外でのガイドブックでも、新宿御苑が非常にいいところだということで紹介されているということでございます。

こういったような非常に特徴的な歴史を踏まえて、この管理業務をしていく必要がある。そういった質を維持していく必要があることを書かせていただいています。

次に、「対象施設の概要」でございますけれども、①はざっと見るだけにさせていただきたいと思います。

②の「施設の運営状況」というところで、1 点だけ申し上げますと、こちらは有料施設でございまして、入園料を取っているということでございます。

それから、「(2) 対象業務の実施内容等」でございます。対象業務、閣議決定を踏まえまして、ここに挙げています6 つの業務を今回の維持・管理業務ですね、公共サービス改革の実施対象業務とさせていただいております。

具体的に、それぞれの業務でございますけれども、1 つ目「植生管理業務」ということで、これは芝生の管理。特に芝生につきましては、新宿御苑の芝生は非常にいい芝生だということで、利用者からもいろいろなお褒めの声をいただいているところでございます。それから、樹林の管理等々がございまして、この辺の管理につきましては、実はボランティアの作業団体がありまして、この方たちがかなり重要な戦力になってきております。ですので、せっかくやっただいてい

るそうした力を今後も活用していきたいということで、ボランティアの行うエリアといったものも設けさせていただいて、一方で、この委託対象にするというふうにさせていただいております。

それから、②の「温室管理業務」ということで、特にラン、絶滅のおそれがあるような植物で、非常に貴重なものが多数あるということで、こういったものを絶やさないようにするのがまず絶対条件ですし、それを適切に健康な形で維持していくことが非常に求められるところだと思っております。

なお、温室は、大きく分けて、鑑賞用の温室とバックヤード的に栽培をする温室、鑑賞温室と栽培温室とあるんですが、鑑賞温室につきましては、現在、老朽化に伴う建て替えをしております。今回の業務の対象期間の途中で完成する予定でございます。

次に「清掃業務」でございます。これは一般的な清掃で、特に広大な庭園の落ち葉掃き等の業務があるといったことが特徴でございます。

それから、④の「発券業務」ということで、これは自動の発券機で、自動改札でやっているのですけれども、そういったところでの入場が円滑に進むようなことを主にやる業務でございます。

それから、⑤で「巡視・利用者指導業務」ということで、いわゆる巡視で、いろいろな安全などの確認をしていくのと、利用指導ということで、いろいろな禁止行為あるいは迷惑行為などの注意等々をお客様にするといったような業務があるかと思えます。

⑥番の「インフォメーション業務」。これは、例えば「トイレはどこにありますか」等々だけではなくて、ここで季節の花などが今どういった状態にあるのかといった自然情報などにつきまして、収集の上、提供をさせていただくといった業務でございます。

(3) 業務の実施体制でございますけれども、総括責任者を1名置いていただきまして、6つの業務それぞれに業務責任者を置いていただくというようなことでやっていただきたいと思います。

それから、次に「委託費の支払い方法」につきましては、ある程度私どもの一般的な支払い方法で、四半期ごとに支払うといったような原則などを書かせていただいたところでございます。

「(5) 維持管理業務の実施に当たり確保されるべき質」ということでございますが、先ほど来申し上げてきました、特に植生管理、植生は庭園の歴史を踏まえて、いろいろな巨樹があったり、非常にいい状態の芝生などがあつたりすると。そういった庭園の特色をきちんとわきまえて管理をしていただいて、あとは当然のことながら、利用者の皆様にとって安全で快適な場所で、木による危険などをあらかじめ除去するような、そういったことをさせていただくこととなります。

温室管理につきましては、先ほど来申し上げてきたような貴重な植物などを適切に管理していくといったところが、特に私どもの業務として強調したいところでございます。

清掃、発券、巡視・利用等につきましては、省略させていただきたいと思えます。

インフォメーション業務につきましても、先ほどちょっと申し上げましたように、自然情報の提供といったものがあるということがございます。

維持管理業務のモニタリング等ということでございますけれども、こういった業務を実施して

いくに当たって、私どもとしましては、随時モニタリングをさせていただきますし、これは今までの調整の過程で御提案をいただいたのですけれども、民間事業者が自らアンケートを企画、それから、アンケートを行って、それを業務の改善に反映させると、そういった仕組みを設けるといったような形にさせていただいております。

それから、(7)番。費用負担等に関する留意事項でございますけれども、消耗品や光熱水費につきましては、事務所負担といったことで考えているところでございます。

③の法令変更による増加費用等につきましては、これは大体一般的にほかと同じような形だと思っておりますので、省略させていただきます。

6ページにつきましても、「民間事業者と管理事務所の責任分担」でございますが、いわばオーソドックスに、民間事業者の責に帰すべきもの、業務の対象として明確にしているものは民間事業者の責任と、それ以外につきましては管理事務所といったような考え方で整理をさせていただいているところでございます。

7ページでございますけれども、維持・管理業務の実施期間でございますけれども、平成22年7月1日～25年6月30日ということで、これは閣議決定で決められているところでございますが、特に4月の初めは、桜の開花シーズンで、1年でも最も忙しい時期ということで、この時期に交代があったりすると、いろいろな混乱などもあるということで、こういった設定をさせていただいております。

それから、4番「入札参加資格に関する事項」ということで、(1)の①～④は、大体どこの入札の実施要項にも書いてあるようなことだと思いますので、省略させていただきます。

⑤番として「役務の提供等」という環境省の参加資格で実施したいと思っております。特にA B C Dといったようなランク分けは設けません。

⑥番は、入札にグループでの参加についての注意事項でございます。

8ページへまいりまして、「個別要件」ということで、一つの資格等に関しましては、1つは植生管理業務ということで、植生管理は、例えば高木を年に1回程度刈り込みをしたり、あるいは、いろいろなツツジ類とか、松などの形を整えるような剪定などがあるのですけれども、そういったものについては、1級造園施工管理技士、あるいはそれと同等の資格を持っている方がいて、そういった業務をちゃんと管理できるようにしていただきたいということで、そういった条件を設けております。

それから、2)の清掃につきましては、これは法律によりまして決められていることを定めたものでございます。

9ページでございますけれども、植生管理業務。今、1級造園施工管理技士の話をいたしましたけれども、1つ業務の実績としまして、この新宿御苑、歴史ある庭園ということで、質の高い、歴史ある庭園を管理していく上で、ある程度類似施設の実績を持っていただきたいということで、要件を定めさせていただいております。それについて、植物についての管理でございますので、通年管理の実績を持って、植物というのが適季を逃すと管理がうまくいかないといったことをある程度理解していただいているというところにやっていただきたいということで、このよ

うな条件を定めております。

業務配置予定者につきましては、さらに現場でその責任者としてやっていただくことですので、いろいろな経験が必要であろうということで、12 か月よりもさらに長く2年以上と
いったことで設けさせていただいております。

それから、温室管理につきましては、非常に貴重な植物があって、これが失敗したら、それは
生き返らないといったようなことがありまして、特に慎重な対応が求められるであろうというこ
とで、要件を定めさせていただいております。それで、配置予定者につきましては、5年以上。植
物は1年で1回のサイクルでございますので、5回ぐらいのサイクルの中で、いろいろな植物の
栽培についての経験をもとに今後の管理に当たってほしいということで、こんな要件を設けてお
ります。

清掃、発券、巡視につきましては、主に対人サービスに係る業務だと思っておりますので、集客施設
等における実績といったものだけ定めさせていただいております。

インフォメーション業務につきましては、自然情報、特に新宿御苑、開花情報につきましては、
お客様のレベルの高い質問などもございます。そういったこともございまして、植物の種類等
について一定の知識を持っているであろう、そういった意味合いで有料で公開している庭園等にお
ける実績といったものを定めさせていただいているところでございます。

10 ページでございます。入札の実施手続及びスケジュールにつきましては、こういったよう
なことで考えているところでございます。

実施手続につきましても、今は割愛させていただきたいと思っております。大体形式化したような状
態で書かせていただいております。

11 ページ。維持管理業務を実施する者を決定するための評価基準等でございます。評価につ
きましては、総合評価方式をとりたいと思っております。総合評価方式で、その決定に当たっ
ては、第三者の有識者3名程度で構成されるアドバイザーといったような制度を設けまして、この
方々の意見を聴いた上で評価を行うというふうにしたいと思っております。

(1) の評価項目でございますけれども、これもある程度一般的かと思っておりますが、必須項目と
加点項目といったような分け方でやらせていただきまして。必須項目については、基礎点として、
どこか1項目でも満たしていなければ失格、できていれば60点を付与という形にしています。
それから、加点項目につきましては、業務の最低水準、最低レベル以上に、より質の高い業務に
改善するような提案といったものがいろいろとございましたら、それにつきましては加点をさせ
ていただこうということで、それぞれその項目を挙げたものでございます。それぞれにつきまし
て大体4項目程度になっているかと思っておりますけれども、判断基準を示して、それに対する提案が
あるかどうかを審査したいと思っております。

14 ページは、それを表にしたものでございます。

15 ページは、「落札者決定にあたっての評価方法」ということで、決定方法は、②のところ
で、「総合評価の方法」でございますけれども、評価値の算出方法につきましては、加点方式という
ことで、評価値＝価格評価点＋技術評価点といったような形をとらせていただいております。

16 ページ。従来の実施に関する情報につきましては、「関連資料」という題名の資料がございますけれども、その 127 ページでございます。こちらに、今までの実績の数字を挙げさせていただいております。その真ん中辺り、「委託費の内容」ということで、1. 2. 3. 4. と掲げておりますけれども、今まで委託という形で財団法人に出していた業務に加えまして、樹木の刈込業務、樹木の維持管理業務という、一般競争で請負業務でやっていたもの、あるいは清掃業務（廃棄物の運搬、処分場の処理）といった業務でございますが、それも今回この委託の中に内部化させていただいております。

それから、実施要項に戻りまして、8 番、9 番等につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。8 番以降は、大体一般的な書き方かと私としては認識しております。いろいろな報告等の手続について書かせていただいているところでございます。

以降につきましては、省略させていただきまして、説明を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 従来は、財団に出していた仕事と一部民間事業者に入札で出していた仕事があって、今回それを一つにしたということですが、そうすると、財団が従来請け負っていたものは全部市場化テストへ移るといことなんでしょうか。

○築島所長 6 業務ということで、先ほどの資料集の 127 ページの真ん中にあった業務は、丸々市場化テストに当然移ります。それに加えて、一般競争入札でやっていた植生管理等につきましても、今回は加えているということでございます。

これとは別に、実は菊の栽培といった業務を、別の契約で財団法人とやっておりますけれども、これについては、基本方針の議論において対象となっておりませんので、今回は外させていただいております。

○逢見副主査 それ以外に財団に残る仕事はあるんですか。

○築島所長 財団自体は、例えば企画競争をした結果、国有財産の使用といったものを取りまして、レストランの運営など、あるいは売店、コインロッカー等を設置するといったようなことをしております。

○逢見副主査 駐車場は財団がやっているんですか。

○築島所長 駐車場も財団がやっております。駐車場と茶室ですね。これは委託費を出さずにやっています。

○笠井課長 そういうことなので対象にはしないというのが閣議決定のときの整理でしたので。

○逢見副主査 そこは随契でやっていたんですか。入札ではなくて。

○築島所長 駐車場につきましては、そこと契約を一度結んで、それがずっと来ているという状態です。そもそも委託費そのものは国費は支出していません。ですから、その場合、それを随意契約と呼ぶのかどうかはちょっとよくわかりませんが。

○佐藤専門委員 委託費を出してないというのは、それを受託した人の費用はどうやって賄って

いるんですか。

○築島所長 清掃協力金という形などで駐車場の利用者からいただいたりして、それなどを充当するといったことをやっています。

○佐藤専門委員 それはエンドユーザーである入園者の方から徴収した料金を、その受託者の方の収入にしているということですか。

○笠井課長 そういうことは、別途必要があれば説明をしてもいいと思いますが、実施要項の議論をするということと呼ばれていますので、こちらの方を詰めていただかないと、日程も差し迫っていますから、次の作業に移れないことを物すごく気にしているんですけれど。そういういろいろな業務については、閣議決定で、こういうことで行こうじゃないかということで決まっています。きょうまで、この対象となった業務について実施要項をつくってきたわけなんですけれども、パブコメもしなければいけないですし、また、委員会にかけてということになると、ちょっと日程的にどうなるかわからないので、この内容でいかどうかというところをまずやっていただきたいんですけれども。そういう意味で、それは審議すべきことは実施要項の中身なんじゃないですかということをお願い申し上げます。

○井熊専門委員 お聞きしていると、財団の運営が残るということで、ちょっとそこら辺が中途半端かなということと、この委託の業務が仮に効率化されても、財団の業務が中途半端に残ると、この委託費の外部で不経済が発生するようなイメージがあるんですが、そんなことはないんですかね。

○笠井課長 そういうお話であれば、まさに対象業務をどう決めるかというときの話であって、それは閣議決定で決まっている業務があるので、それに従って我々は何か月もかけて関連のところを見ながら実施要項をつくってきたんです。そこを初めに戻さなければいけないということと言われるんですか。

○井熊専門委員 ただ、この境界の引き方が正しいかどうかということに関しては完全に目をつぶって、その中身だけ議論するというと、木を見て森を見ずの議論にならないかなということをお聞き懸念されていると思うんですよね。

○笠井課長 それであれば、対象部分からもう一度議論をしなければいけないということになるんですけれど、日程が限られている中で本当に大丈夫なんでしょうか。

○井熊専門委員 日程の問題ではなくて、私は、こういう業務を実施される担当部局としては、そういう境界の切り方が、それなりの説明性があるということを説明されるべきだと思うんですけどね。それが閣議決定されていようが、いまいが。

○笠井課長 これは競争入札をしたときの対象範囲はこうだったので、それでこの範囲でやろうということで決まったというぐあいに了解させていただいてよろしいでしょうか。

○横山課長補佐 自然環境局総務課課長補佐をしております横山と申します。

19年のときに監理小委員会で、国立公園もそうだったと思いますけれども、市場化テストの対象になるのではないかとということでヒアリングを受けております。そのときに、国民公園3つございます。新宿御苑のほかに、皇居外苑と京都御苑があります。19年に企画競争を行ったと

ころ、新宿御苑以外は1社しか来なかったという現実がございました。新宿御苑については、その当時、たしか4社だったと思いますけれども、複数の業者の提案があったということで、これは市場化テストの対象として馴染むのではないかとということで議論があったと聞いております。

昨年1年間かけまして、どの国民公園を対象とするか、どの業務を対象とするかについて、20年末までに結論を得るという基本方針が19年12月に決まったわけでございます。昨年1年間かけまして、対象業務、対象公園を決めたわけでございますけれども、19年のときの議論を踏まえまして、複数の業者が手を挙げるがあった新宿御苑がふさわしいのではないかと。それと、そのときに議論になりました今回対象になっています6つの管理・委託業務について複数社が来たということがございましたので、その範囲で市場化テストにかければよいのではないかとということで、昨年の閣議決定でこの対象業務が決まったと。その際、駐車場業務についても当然事務局さんから質問がございましたので、19年のときに議論された対象業務とすべきではないかということと、先ほどもちらっと御説明がありましたけれども、国からの資金交付がないという業務については、市場化テストの対象にした際に、経済的な効率性といいますか、それを検証することができないのではないかとということから外したという経緯がございます。

それから、菊の業務については、19年の企画競争のときにも、結局1社しか手が挙がりませんでした。これは、新宿御苑は皇室ゆかりの菊栽培の技術を受け継いでおりますので、その業務については相当程度の技術が必要というのが民間業者の方々も御存じだったのではないかと思います。したがって、それも市場化テストの対象業務としては除いておいた方がよいのではないかとということで、今回の6業務が対象になったと、こういう経緯の説明でございます。

○山西参事官 補足説明をさせていただきます。閣議決定をして、基本方針をつくっているのは事務局でもございませんで、事務局が兼任しておりますけれども、公共サービス室として協議をしていただいた上で、また、別のお立場から監理委員会の議を経ているということでございますので、監理委員会の方の議論が、政府の交渉のために制限されるということはないものだと思っております。

あと、事務局としての立場として伝えさせていただかなければいけないのは、これは記録に残る関係で、こちらもお伝えしなければいけないことですが、先ほどから笠井総務課長がおっしゃっている、非常にスケジュールが詰まっている。これは事実でございます。しかも、1回審議が飛んでいる。これも非常に大きな抗議があったけれども、これも残念ながら事実でございます。ただ、これは事情が、これは委員の方にも事前にスケジュール変更について御説明させていただいたとおり、環境省側のどうやら大山の方の準備が整わなかったことからスケジュールが遅れてしまったということが事実ですので、どうか、その点は御理解を願いたいと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。

○逢見副主査 委員会としては、公共サービス基本法の趣旨の中で、「透明かつ公正な競争によってサービスの質を維持しながら、より効率的なサービスを提供する」ということと、「国民の目線に立って」というのが使命としてあるわけです。そういう中で、今回の閣議決定云々というのはわかりますけれども、出てきた姿が、それが国民の目線から見て、透明かつ公正な競争のも

とで行われるものになっているかどうかということを検証するのが、この入札監理小委員会の役割なんです。本件のように従来、財団が持っていた仕事が残るといえるときに、そこに課題がないかどうかということは、委員会として検討することは当然のことであって、そのことを最初から議論の対象から外さないと審議できないというような形で臨まれるのは、全く我々にとって心外なことです。

○笠井課長 すみません。私はスケジュールを非常に気にしております。そういうようなことであれば、もっと早くというか、そういう話もあってもいいのかなということを最初に思ったわけなんですけれど。

○逢見副主査 我々も、いつでも対応できるように待っているわけですよ。別に最初からこの議論を否定していたわけではないです。

○笠井課長 対象業務はこういうことで一応決まったということで話を聞いて、準備を進めておりましたので、それで、またもう一度はじめから議論をすることになると、本当にどうなるのだろうか、という心配であります。

横山からも説明いたしましたように、複数の参加者がいたということですが、繰り返しになりますけれど、駐車場については、国からの資金交付がないので、経済性が検証できないというようなことで対象から外れておるわけなんですけれど、そこら辺をもう一度見直す必要があるということなんでしょうか。頭から受けられないということを行っているわけではないんですけど、これまでの作業の進め方などを考えますと、いきなり出てきて、こちらから一度経緯も説明したわけなんですけれど、十分に委員の先生方にそういう経緯の説明がなかったとしたのであれば、申しわけないと思いますが、我々が誰に説明をすればいいかというところは、事務局を通じてお話をするしかなかったので、きょうに至って、はじめから考え直せというようなことであると、非常に苦しいんですけれど。

○逢見副主査 いや、はじめから考え直せということではなくて、最初に言いましたように、今回の切り出しされた6つの事業ということについては、それはそういう形で決まったわけですからいいんですが、それがベストであるかどうかという前提に我々は立ってないということなんですよ。

○笠井課長 最初言われたように、次回以降のお話だということと言われましたね。次回以降というのは、次の契約ではないかと最初理解したんですけど。今回の実施要項を考える際にも、考え直すべきではないかということ言われているのでしょうか。

○事務局 資料を準備しております立場で、事務局から補足をさせていただきたいんですが。議論のポイントとして整理をしておる意味も含めてでございますが、公開の場で議論をしていただいていることに、この入札小委員会の意義があるというふうに認識をしております。その中で、閣議決定の整理ではありますけれども、この6業務を対象を限定した経緯、あるいはこれからもそれでいいのかということについては、非公式な場でやりとりをするのと、公開の場で議論をしていただくというところでは、意味が違ってくと認識をしております。

準備をしました立場から申し上げますと、先生方のお名前が入札小委員会の結論は世間に公開

される性質のもので、先生方がこれがベストなものであると、今の6業務の切り出しが無条件にベストのものであるとお考えになって了承されたという形になってしまって、結論だけが世に出るのであれば、それは問題があるというふうに考えております。本日、どのように議事が進むかについて私どもから申し上げる立場ではありませんけれども、経緯について確認をしていただいた上で、この6業務でよいのかについて、今後さらに検討をする必要があるということについて、問題意識を公開の場で披露していただくという点には意義がないわけではないというふうに認識をしております。

○笠井課長 御説明もよくわかります。こちらの方からは、そういう経緯をきちんと説明する必要があるということであれば、そう言っていただければ、今の説明したようなことなんですけれど。すみません、日程のこととか非常に気になっておりますので、最初におっしゃられたように、今回の実施要項はこういうことで、これまでの整理を尊重して6業務でやっていって、その後の課題ということで御指摘があるということであれば、対応はできるとは思いますけれど。そのような整理でよろしいのでしょうか。

○小林副主査 今回のこの実施要項（案）については、閣議決定の段階のもので検討をするということだと思います。

ですけれども、先ほどから各委員が申し上げているとおり、この切り出し方が合理的であるのか、ベストであるのかということについては、今後検討をしていく必要があるというのが私どもの見解であるということで、その課題は持っていただいて、問題意識を持っていただいて、今後、透明性の高い競争といいますか、よりよいサービスに向けて進んで行っていただきたいということでございます。

○笠井課長 実施要項の中身の方は、できれば早くパブコメにかけたいなということでは思っておりますが。

○小林副主査 ですから、今、大前提の議論が出たわけですが、そのほかにこの実施要項（案）について意見あるいは質問を申し上げますので。

○笠井課長 わかりました。

○逢見副主査 それでは、中身の議論に入りますが、消耗品等に係る費用につきましては、基本的に、全額管理事務所の負担ということでございますが、これはどういったものが消耗品として使われているのでしょうか。

○築島所長 例えば植物を刈り込むためのはさみ類とか、軍手の類とか、あるいは農薬とか肥料の類です。あるいは土といったようなものもあるかと思えます。補給のための土ですね。これにつきましては、ボランティアの方にも植生管理業務をやっていただいておりますので、そういった方々が使うようなものは、一括購入をした方が効率的だということを考えております。

○井熊専門委員 そういうのを委託から外すということになると、そういうのを調達する手間は内部に残るわけですね。

○築島所長 国の方には残ります。

ただ、今回、委託していた業務についてのさらなる競争性の確保といった趣旨から、こういっ

た入札対象にされているという理解をしておりますので、そういった観点からすると、国の方の調達事務そのものを残すことについて、そこを今回のこの中で改善しなくてはいけないのかなというところはございますけれども。一方で、委託費に積もうとすると、一般管理費等は間接費用が発生しますね。ですので、予算要求する段階になると、そういったものも増額した上で要求をするということで、市場化テストを導入するがゆえに、かえって委託費が増になるといったようなことになってしまうのかというところもございます。

○井熊専門委員 先ほどの駐車場の話もあるんですけども、委託というのは、委託の範囲内だけの合理性ではなくて、その外部を構成する要素、全体の中の合理性をきちんと見ていかなければいけないわけですね。例えば委託の範囲の中が、競争性によってコストが減っても、外部によってコストが発生してしまうようでは意味がないわけですよ。そのところは、全体の整合性がちゃんととれているかという確認が必要だと思うんですね。一般的には、公共団体がやっているある業務は、効率性の問題はあるにしろ、人と業務の配置が何らかの形であるバランスを持っているわけですね。その一部を民間にかきだすと、変に残ると、そのバランスを変えてしまった非効率な状態のものだけが残るといようなことになるわけですね。ですから、そういうような点でそういう外したことが妥当なのかどうかという検討はされるべきだと思うんですね。

○築島所長 繰り返しますけれども、ボランティアの方々も同じようなものを使うと。それを購入する手間と、こういった委託の中での調達する手間といったものは一緒と言えば一緒ですから、それによって手間が減るといったところは、国の調達業務でも改善するところは少ないのではないかなという気はするのですけれども。

○逢見副主査 環境省の所管ではないけど、国営公園についてこの委員会で審議した際は、国営公園の場合は、消耗品費は民間業者が負担するという形にしたわけですね。その方が効率的だというふうに考えたんですが、今度の新宿御苑について、消耗品費を全額管理事務所の負担とするということについて、それがより効率的になっているのかどうかということが疑問点としてはあるわけです。

○築島所長 今申し上げたような、ボランティアの方の調達と一括調達ということでの御理解がいただけないということであると、私どもとしてもちょっと。

○井熊専門委員 そのボランティアも含めて民間にやっしまえばいいではないですか。

○築島所長 ボランティアの方は、心の問題などもありますし、いろいろな継続性等もございまして、ボランティアの方々の協力を得るのに、民間の方に今度すべて委託しますから、ボランティアの方もその方たちと全部やってくださいという形には、ボランティアの方々がそういった形で割り切ることはできないのではないかと考えております。

○井熊専門委員 民間の委託範囲で、NPOとかというところと協力関係を持っている例はいくらもあると思います。

○築島所長 業務を受けた団体が、その受けた中でやろうという話ですよ。ですので、国の業務を担っているという意識につきまして、そういった国の委託を受けて、そして、仕事をやっている人たち、仕事というのは、その委託を受けた業務としてやっている人とボランティアの人た

ちが気持ちよく仕事をしていくというのが、なかなか人間心理的に見て簡単にいく話なのかなというところがあるんですけども。

○井熊専門委員 民間もそんなに捨てたものじゃないとは思いますが。

○小林副主査 民間事業者の負担にした方がいいというのは、この消耗品の調達については、民間事業者と管理事務所という関係にあるじゃないですか。でも、多分民間事業者は自分の中のビジネスプロセスを持っていて、その中に必要なものとして調達業務も入っていると思うんですね。だから、その意味では民間事業者の中の自己完結的な中で裁量的にやってもらった方が合理的ではないかと考えたりとかするんですけども。つまり、民間事業者のビジネスプランといますか、その業務のやり方に管理事務所を介在しなければいけないところが出てくるのは、ある意味ちょっと非効率かなと思うんですけど、その点はいかがですか。

○築島所長 事務所が介在することによって民間の方が調達手段が少し制限されたりしてしまうということですか。

○小林副主査 制限というよりは、一連の自分の中でのビジネスプロセスとして管理できるものが、そこに外部のところと別の今までの調達先と違うところとコンタクトをとらなければいけないということになるという、そういう意味合いですね。

○築島所長 そこは一つそういった視点はおっしゃるところは理解いたします。

私ども一つは、実務面の問題といたしますと、先ほど申し上げましたように、間接費用を積み重ねなければいけないといったことで、予算要求、今の段階で増額した形で要求する必要があると。そういった点についての調整等々がちょっと必要になってしまうというところが、私どもとしては一つネックだなと考えております。

○逢見副主査 一方で、管理事務所の予算は、その分調達コストは減るわけですね。

○築島所長 調達コストが、直接調達だと、その分間接費用は載らないですよ。委託費になると、直接費用を計上した上で、一般管理費みたいな形で、それにオンした形で要求しなければいけないので、その一般管理費等を載せる部分が増額になってしまうということなんですけれども。

○井熊専門委員 それは、コストをどの範囲で見ているかという話で、間接費は購買にも当然ありますし、それを単にカウントしてないだけなんですよね。

○築島所長 国が直接その調達事務でかかっている分ですね。

○井熊専門委員 それは計算してないだけで、それが無い組織はあり得ないわけですから。ですから、その差は実際はないんだと思います。

○築島所長 その分が、国の人件費が直接それによって減額になるということになると、非常にわかりやすく、トータルにすればどうなんだということは非常に理解しやすいなというふうには思いますけれども、それが、これを措置することによって、では、その1名分要らなくなるかという、そこまでの業務ではないのではないかということだと思ってしまうんですけども。

○井熊専門委員 イギリスなどでは、そういうものを入れてやっているのですけれども、仮にそこまでやらないとしても、実際、名目コストで下がれば、それでいいのではないですか。

○築島所長 名目コストというのは、その調達の段階での実施段階ですよ。

○井熊専門委員　そうです。

○築島所長　その場合、ただ、委託費の中でやるわけですから。民間にすれば、そこはそこで利益として取る部分になってくるわけですよ。

○井熊専門委員　それを言い始めたら、そもそも民間委託は成り立たないです。それから、一般的に、公共側の方は手続の規則的なことを含めたりしても、民間よりも調達手続が複雑だというようなことから、調達業務は一般的に民間がやった方が効率的だというのは、普通概念だと思うんですけどね。

○築島所長　そこは先ほど来申し上げましたように、ボランティアの関係もあるということ踏まえてでもさらにそうだという御意見だということですね。

○井熊専門委員　調達業務は民間の方が効率的にできると思います。

○築島所長　あとは、実務的に、ボランティア用に調達している先ほど申し上げたような消耗品の部類ですね。それと、委託用の部分、それをいかに切り分けるかといったところでの作業を実際的にはちょっと難しいなというのがございます。

○逢見副主査　今の点はまだ釈然としているわけではないのですが、時間もありますので、次の点に行きたいと思います。

温室管理のところ、鑑賞温室が現在老朽化で建て替え中であるということで、平成 23 年度に完成するというようになっておりますが、委託が平成 22 年 7 月から始まって 25 年までですから、その期の途中で、新たに温室管理業務が加わってくるような形になるわけですよ。

○築島所長　はい。

○逢見副主査　そうすると、民間事業者としては、どの時点からどういう業務が加わってくるのかがよくわからないと積算できないのではないかと思います。これを見ると、3 ページでも、いつから一般公開が入るのかというのが書いてないものですから、ここはちょっとわかるようにして。それから、あわせてその積算資料が必要になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○築島所長　温室の工事はおっしゃるとおりでございます。一般公開は具体的にいつというのがちょっとまだ確定していないと。工期がいろいろ前後したりしているものですから。今の予算要求上の積算の段階では、平成 24 年度分からオープンするという前提での、その部分が増額になるということでやっております。そこをもうちょっと明確にどこかへ書き込むという方がよろしいということですね。

○逢見副主査　期の途中から新たに加わる業務については、そこをきちんと書くべきだということです。

○築島所長　はい、承知いたしました。

○逢見副主査　それと、それに伴う積算の資料も示すべきだろうと。

○築島所長　積算の資料のイメージというのは。

要は、全体的に新温室に関しての費用が。

○逢見副主査　過去の実績のところは、そこは全部入っているんですか。今の温室のところは。

○築島所長 オープンしたときに、例えば今、栽培温室に中に入っていたものをギューッと押し込めたりしているものですから、そういう意味で費用的にそんなに変わるものではないと。一応平成 18 年度はまだ古い温室があったんですけども、そのときの実績値は資料の中に書かせていただいております。

○逢見副主査 民間事業者が考えて、平成 18 年度の実績が、新しく建て替えられる温室と同じコストと考えてよければ、そういうふうに情報提供すればいいし、いや、違うんだということであれば、そのために必要な情報は出してあげないといけないということです。

○築島所長 そこはもうちょっと何か工夫ができないか、持ち帰らせてください。

○小林副主査 127 ページの従来の委託費の内容のところ、1. が 6 業務入っているわけなんですね。この 6 業務が、平成 18 年で言えば 8,570 万に入っている。そのところはもう少しブレークダウンできますか。

○築島所長 きれいに分かれるかどうかはちょっと難しいのですが、もう少しブレークダウンするような工夫はしてみたいと思います。これは追加してこれにくっつけるということで考えてみたいと思います。

○小林副主査 ついでに、そのところで、1. のところにも、植生管理で、2. 3. も植生管理ですよ。そのところの切り分けはどうなっているのかはわかりますか。

○築島所長 今まで、1 番での植生管理が、もう少しブレークダウンした言い方をすると、例えば草刈りであったり、芝生を刈り込む作業であったりとかだったんですね。2 番は、樹木の維持管理と、違いはなかなかわかりにくいんですが、例えばプラタナスみたいな木を、年に一回姿を整える剪定をするのが 3 番です。2 番の方が、ツツジとか、その他低い樹木を丸く刈り込むような、そういったような業務などをやっています。2 番、3 番は、造園技術的レベルがより高い業務かなと思っています。そういったものをやっていたということでございます。

○小林副主査 それは、この書き方で、専門家がこれを見ればわかるんですか。

○築島所長 個別の仕様書が、別添の 6 の中にございます。例えば 93 ページが樹木刈込維持管理業務というところの仕様書でございます。その仕様書の中に、こういったようなことをやるのかといったことが書いてあります。もう一つ、97 ページからの仕様書にそういった中身が書いてあったりするということでございます。

○井熊専門委員 お話が出ましたけれども、委託費のところ、民間企業は委託費が各年度で変わっていることがなぜかなど。これはそういうデータを付けた方がいいという意味なんですけれども、その変動している理由みたいなのはちゃんと説明された方がいいのかなど。民間企業は、多分こういうところを見るとときに最大のリスクは、一番大きいやつが 9,800 万として見ないで、最大項目を全部足すような形で恐らく見てくると。特に一番下のリサイクルの業務などは全部増加傾向にあるので、こういうものがなぜ増加傾向にあるのかとか、ある年度でなぜコストが増えているのかというようなことは、多分見積段階ですごく気にしてくるところなので、そのところは理由みたいなのを御説明されると、見積をするときにより親切かなど。これは説明を付加するというところでいいと思いますけれども。

○築島所長 可能なものはそういったことができればなと思います。ただ、価格が変動したのは、いろいろな競争条件がそのときどきによって違ったりして、それで応札サイドも高く出るか、低く出るかみたいなのもあると思うんですね。その辺は、発注者サイドにはなかなかわからないところもあったりするものですから、一定の限度があることはちょっと御理解いただければと思います。

○井熊専門委員 変動がある幅に入っているものはいいと思うんですね。ある幅に入って、大体そういうマーケット状況で変動しているものですよという説明ならいいんですけど、4番みたいに、一定の増加傾向を示しているというようなものは、何か理由がわかれば、勿論わかる範囲しか御説明できないわけですけど、説明してあげた方がいいかなと思います。

○佐藤次長 ごみのところでございますけれども、資料で言いますと、117 ページに平成 20 年度のごみの処理量を示させていただいたのですけれども、これを 20 年度だけでなく、19 年とか、18 年も、3 年間の結果でこういう表をお示しすれば、そのごみの量が増えているので処分量も増えているというところが、多分お示しできるのではないかなと思いますので、その辺を数字を挙げてみて、それとこれが連動するようであれば、そういう資料を付けたいと思います。

○逢見副主査 それでは、次ですけれども、実施要項（案）9 ページ表 1 で「業務の実績及び業務配置者に求める要件」として、植生管理業務については、(1)(2)であります。芝生 2 ha 程度と樹木が植栽された植生管理業務。そこに 2 年以上経験を有する者を責任者として配置する。温室管理業務は、一般の利用に供する鑑賞温室（1,000 m²程度の面積を有すること）の 5 年以上の経験を有する者を責任者として配置するというふうにあります。これは今回の新宿御苑の管理をする上で、こういう程度のものの実績が必要であるというふうに考えた理由というか、その根拠はどういうところなんでしょうか。

○築島所長 まず出発点として、類似の施設について実績を持っていただきたいと。そういったことを経験しておいていただかないと、この業務を責任を持ってやることはできないであろうという出発点がございます。その上で、一方でその制限を余りし過ぎてしまうと、競争に参加できるところはなくなってしまうということで、その反対のベクトルをどこで調整しようかというところだったと思うんですけれども、そういった中で、(1)につきましては、ある程度の規模があるような公園、これは無料であろうが、規模のあるような公園で植物の管理、主に芝生などをきちんと管理しているような公園ですね。そういったところについて規定をしたものでございます。(2)につきましては、規模はどうでもいいと。ただ、有料でやっているということは、それだけ質の高いものが利用者から求められますから、あんまりおざなりな植物の管理はできないだろうと。そういったことで一定の質を求められるような業務をしている。(2)は主にその質を中心に見させていただいて、(1)は、質まではこの言い方だと余り問いきれないのかなとは思っているんですけれども、一定の規模があれば、余り変な管理をしていたら、当然管理者サイド、利用者から文句が来るでしょうし、それは実績としてきちんとできていないであろうということで、こんな条件にさせていただきました。ちなみに、この 2 ha 程度という数字でございますけれども、私どもの庭園で、芝生広場として一番親しまれているところが、メインの場所が約 4 ha ご

ざいます。そこを自走式、自動車で行込をしているのですけれども、そういったある程度大きな機械などを使いながらやったような実績を持ってほしいなということで、ある程度の広さということで2 ha。これはちなみに、都立公園をざっと見たんですけれども、11 か所程度ありますし、都立公園指定管理者制度などで民間が取っているところもありますので、こういった形で一定程度の要件に絞らせていただいてやるということで、この辺でどうかなと思ったところがございます。

温室につきましては、温室の温度調整等々に失敗したら、中の植物がだめになってしまうといったようなおそれがある、非常にデリケートなものでございますし。しかも、植物の栽培は、種類によってその求める条件などがいろいろ違います。そういったものをある程度一般の人が見るような温室を管理した実績が欲しいと、1,000 m²というのも、これはどこで切るかというのは、なかなか数字は難しいところはあるのですけれども、これにつきましても、公的な植物園等をざっと調べてみまして、2,000~3,000 m²規模のところが多いということで、その中でざっと見た最低規模、都内にも民間で出しているようなところがそういったところにはありますので、1,000 m²という切りのいいところでの数字を切らせていただいたといったところがございます。

以上でございます。

○井熊専門委員 今のお話で、素人ながら、温室の方は、例えば温度コントロールが規模に影響されるということはわかるんですが、芝生の方に関しては、今、規定すべきは規模ではなくて、今のお話だと、自走式の機械によって芝生を管理した業務実績があることが重要なのであって、規模が重要なのではないかなと思いますけれども。

○築島所長 そこは確かにおっしゃるとおりかもしれません。何か客観的なメルクマールでということの意識があったので、何か数字で示さないとなかなか難しいなと思ったんですが、今みたいな書き方もあるかと思っておりますので、そこは、そういった御意見を取り入れる方向でちょっと検討し直したいと思っております。

○佐藤専門委員 応募の方に求める要件という中で、これは単純に確認ですが、関連資料集の127 ページに、清掃業務の中身として廃棄物リサイクル等業務と書いていただいて、先ほどの117 ページにどんな廃棄物があるかと書いてありますが、端的に、今回の応募者の方には、廃棄物処理に関する何か認可関係の資格は要らないんですか。

○築島所長 下請でもオーケーということで、再委託でもオーケーということで、実施要項(案)の8 ページですが、直接この業務に従事する方、廃棄物の運搬処理ですね。これは法律に定められた業務に従事する方は、この廃掃法に基づく許可を受けているというような要件は定めさせていただいております。ですので、127 ページで言う4番の業務に従事するところについては、これは法律に基づく許可が必要なので、それは持っていてくださいと。それはいわゆる再委託でも可能だというふうにさせていただいております。

○佐藤専門委員 一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、よくわからないのですけれども、御案内のとおり、廃棄物処理法上は、再委託が禁止されていますので、廃棄物処理の発注者が国である御整理であるのであれば、受託した人が直接にやらないといけないので、再委託で下請に出す

というのには法令上の制約があるはずですから、ちょっとそこだけ調べてみてください。

○築島所長 そこは御指摘を踏まえて、本当に大丈夫なのかどうかは。グループに入ればいいのか。そこをちょっと書きぶりが。

○井熊専門委員 グループに入るのと、あとは、ごみ出しの業務だけ委託して、ごみの処理は国が直接契約すれば、多分再委託は防げるのではないかと思いますね。

○築島所長 実際今までは4番の業務は国が直接契約していました。

○井熊専門委員 実際的には、業務は全部民間企業がやっているんですけども、ごみの処理の委託費だけは、しょうがないので、再委託にならないように外部化してしまうというやり方もあるかもしれない。

○佐藤専門委員 御参考までに、PFIの世界でよくやっているのは、実際の国の仕事を増やしていただく必要はないので、紙の上で、廃棄物の処理については、国が直接そのライセンスを持っている人に委託していますという契約の形を整えていただいて、業務委託費の支払いについても、その業者に対する業務委託費の支払業務を委託するという整理で、業務委託料の中に、下請の廃棄物処理業者に対する支払いのお金は、実際には落札者の方に代行してやっていただくという形で業務を減らしているのが通常だと思います。

○築島所長 そこは確認の上、必要であれば修正をしたいと思います。

○逢見副主査 15 ページの総合評価の方法がありますが、「落札者決定にあたっての評価方法」の②ですが、加算方式で技術評価点、最高点 60 点となっておりますが、これは、今お聞きした仕事の中身から言うと、技術点はそんなに高い要求として、むしろ全体の創意工夫というよりは、仕様どおりにやればいいのかという業務ではないかと思うんですが、要求しているのはそういうことなのではないでしょうかね。

○築島所長 私どもが示したのが、いわば絶対やってくださいねという世界で、私どもが気がつかない発想で、また、さらなる業務の質の向上といったのが、それがあり得るのかなということで、こういった技術点といったものは考えさせていただいたところでございます。

○横山課長補佐 例えば今回の6業務を大きく分けると、2つに分かれると私は考えておりました。植生管理業務と温室管理業務。いわゆる植物の栽培技術が問われるものと、それから、それ以外の清掃、発券、巡視、インフォメーションという、利用者サービスがメインの業務と、大きく分けると2つに分かれるのではないかと考えておりました。植物については、例えばですけども、病気とか、害虫がついたときには、当然農薬を散布していますけれども、それが例えばできるだけ減らすような工夫が出てくるということを期待したいと考えております。それはいろいろな方法があります。農薬を使わずに病害虫を。そもそも病害虫が近寄らないようにするための方法とか、その辺の工夫が出てくるとよいのではないかと考えております。

それから、利用者サービスの方でございますけれども、新宿御苑の年間の利用者数の推移を見ていただきますとわかりますように、一目瞭然なんですけれども、桜の時に本当に集中しております。このときに、1日8万人を超える利用者が来る日もございます。こういったときに、ごみもたくさん出ますし、迷子もたくさん出ますし、場合によっては人がとか、そういうトラブル

ルもたくさん出ますし、春先ですので、桜以外にもいろいろな花が咲いているというものがございます。利用者の方々に園内の花の状況については、インフォメーション業務が中心になってやりますけれども、例えば巡視とか、入口の発券の人たちに対してもそういう質問は当然来ますので、そういう情報共有がきちんとされていれば、なお、利用者サービスの向上は望めるのではないかと。それから、新宿駅からも歩いて来れるような地の利にございますので、外国の方々もいらっしゃるということがありますので、当然、表示で英語表記をすれば最低限それで済んでいるのですけれども、どうしても言葉で質問をして来られる方もいらっしゃいますので、最低限の会話レベルをしゃべれる人が少しでもいれば、非常によいのではないかなと、例えばですけれども、そんなことを考えております。

○高崎専門委員 それであるとすれば、例えば植生の管理と利用者サービスの知恵を、アイデアを募集したいというのであれば、それを提案してもらうように、公示でしっかり書き込まなければいけないと思うんですね。業者さんとしては、何が要求品質なのか、それがはっきりしないと提案も具体的になってこないと思います。そうすると、それを評価する評価項目というか、14ページに出してありますけれども、植生の管理の評価をする評価項目、それから、利用者サービスの評価する評価項目と、もう少し強調されたような形でこの表をつくられたらいいのではないかとこの感じがするのですが、その辺はどうでしょうか。総花的にいろいろと書いてあって、公示の文章にもよると思いますが、業者さんとしては提案しにくいと思うし、提案されたものが、違ったとは言いませんけれども、かなり散漫的な項目で評価されていくので。要は言いたいのは、公示でこちらが要求する提案事項をはっきり書く。評価基準を公示で示したものに沿ったものになっていると。採点する場合でも、そういう軸で採点していただく。これがつながってないと、非常に不透明に見えるし、極端に言えば、恣意性が働いていると思われかねない、誤解を招く可能性があると思います。建設工事でもよく問題になっていますので、そういう誤解を解くような、一本芯の通った、理念を持って評価の方法をしっかりやっていただきたいなと思います。

○逢見副主査 1ページに、ここは社会的価値、機能を保持していくという新宿御苑のそういうものを強調しているわけです。歴史文化遺産である植物、絶滅種も入っていると。そういうことできちんとした管理をやってほしいというのであれば、別にイベントをやって客を集めることが目的ではないわけですから、そういうことがきちんと要求項目として書かれて、それを評価すればいいと思うんです。そういう意味では、要求項目とその評価基準に芯が通ったものがなければいけないと思いますね。私はそういうふう聞いたものですから。

○横山課長補佐 わかりました。

例えば技術的な提案で考えられることを、私が思いつくままちょっと申し上げたわけですがけれども、確かに応募される方の業者さんからすれば、どういった項目について技術提案をすれば評価されるのかがわからない状態は、非常に提案しづらいという面もございますので、そこはよく検討をさせていただきたいと思います。現在の書きぶりは、かなり広範囲に提案できるような形で書いたつもりでございます。これをどのように変えるか、あるいはこのままで行くのかどうか。その場合に、加算方式がよいのか、除算方式がよいのかということだろうと思うんですけれども。

○高崎専門委員 国土交通省でも、業務については、加算方式を中心に使われている、あるいは試験的に始まっているのを御存じかと思うんですけども、加算方式は、私は理念に非常に乏しいのではないかと考えているんですね。というのは、価格点と技術評価点と両方足すわけですね。価格点は、いわばお金というものを点数に置き換えている。技術評価点は、技術という抽象的なものをかなり無理をして配点して点数に置き換えている。同じ点数だから、足せば勿論足せるのですけれども、しかし、全く違ったものを足したとたんに意味がわからない。そういう面では理念が不透明だなという感じがしているんですね。一方、除算方式。これは1円当たりの価値とか、あるいは技術の価値というもので、これは基準というか、単位がはっきりしているので、まだ理念ははっきり見えると思うんですね。私は無理やりに変えてくださいと言うわけではないですけども、加算方式はそういう欠点を持っていることを、より大きな欠点を持っていることを私は感じています。

○横山課長補佐 私どもが今、加算方式をやろうとしている一つの理由としては、今まさにお話がありましたけれども、除算方式の場合ですと、どうしても1つリスクがございまして。点数化するとよくわかるんですけども、非常に技術点が低くても、価格が安いと、要は低コストで低技術の提案があったときに、どうしても点数が高くなる傾向がございまして。要は、安かろう悪かろうという提案がなかなか排除できないと考えておりますので、新宿御苑は非常に歴史的にも文化的にも高い質をこれまでずっと維持されてきた、これは皇室の庭園でございまして、これは引き続き後世に遺していくべきものであると考えております。そういった点を踏まえまして、安かろう悪かろうというのは入ってきてほしくないという気持ちが強うございまして。そういう意味ではある程度の技術レベルを持った業者さんには是非来ていただきたいということが本音でございまして。そこら辺はいろいろ議論があると思います。バリュー・フォー・マネーの方が、確かに国としては予算をできるだけ抑えて質のよいものを取り入れるという点からは優れているとは思いますが、私個人的に考えていますのは、加算式にしても除算式にしても、一長一短はあるのではないかと考えております。

○佐藤専門委員 これは純粋にテクニカルなことです。実施要項（案）の14ページ。加算点が210点になっていて、15ページの方が180点になっているので、整合させておいてください。

○横山課長補佐 はい、これは修正いたします。

○佐藤専門委員 4ページ目の委託費の支払のところの記述ですけれども、②は、評価した後で事後に支払うと。③の方は概算払いで事前にお支払しますということなんですが、私からの御質問は、③の事前払いをしたときに、事後の精算というコンセプトはないのかという、そういうところなんです。実際にかかった実費を報告させて、それとの差額については、次期の支払に充てるのか、返納させるのか、あると思いますけれども、事前払いした場合の事後の精算手続についてちょっと確認させてください。

○馬場国民公園専門官 契約業者が決まった後に、契約書を締結させていただくのですけれども、その中では、最終的には精算と管理報告書の提出は求める予定になっております。

○小林副主査 先ほどの技術点で御説明になっているところで、基本的に一定の質を確保してお

かなければいけないと、これは確保しないとこのミッションが達成できないというところがあると思うんですね。それにプラスアルファの創意工夫といいますか、先ほど御説明になったような観点は、それにプラスアルファというような形なのではないかと思うんですね。だから、技術点として評価すべきは、基礎、基盤となるようなスキルの部分だったり、確実に業務をやっているところというところで、少し点数の見直しというか、項目の見直しといいますか、何かそういうのもあっていいかなと思いました。

○横山課長補佐 先ほどの御指摘を踏まえまして、ちょっと検討をさせていただきたいと思いません。

○井熊専門委員 あと1つだけ。5ページのモニタリングのところ、国側の職員がステップインして目視によって不適切なものがあつたときに改善を促すことができると、こういうようなものはモニタリングのところによく入っているのですが、新宿御苑の場合、若干恐いのは、非常に管理のレベルの高い公園なもので、この管理レベルが新宿御苑では求められているよというものが、業務の要求水準の中でどこまである程度客観性を持って伝えられているかによって、この条文は民間にとっては非常に恐いなと思えるんですね。そういう意味でお話を聞きますと、雑草1本許さないような管理をされているというふうにも聞きますし、そういった意味でそのレベルの高さが、業務仕様書の中でどこまで民間に伝わるように書かれているかというのは、その点はいかがですか。

○築島所長 実は、その辺一番私どもとしても一番頭を悩ませてきたところでして。ただ、できるだけその辺が伝わるように、できる限り、その辺の客観性を持って伝わるような工夫を、例えば植生管理の個別の仕様書(71ページ)ですけれども、その(2)の①で、芝生の刈高を書いてあるんですけれども、おおむね2～5cm程度の高さに維持するというような言い方が1つ。それから、③で、芝生の裸地及び雑草混入の程度については、現状より拡大しないようにするという事で、この現状は、業者が決まったところで、業者に立ち合って現状を確認してスタートをすると、そんなようなことでやっていきたいと思っています。例えばでございますけれども。

○井熊専門委員 それは、現地説明会なんかも含めて十分な高いレベルを前提としてそういうことが行われるということが十分に伝わるように是非された方がよろしいかなと思います。

○築島所長 ありがとうございます。

○逢見副主査 資料の128ページに(業務の繁閑の状況とその対応)があつて、ここに3月から4月は110万人のおよそ半分が来園するとか、ソメイヨシノの満開時季の土日は8万人(別添5参照)と。69ページの別添5を見ると、下にグラフがありますが、このグラフだけでは判断し切れないところがあるのではないかと。グラフはグラフで全体の推移がわかりますけど、事業者にとっては、例えば土日大体どのくらい来ているのかとか、それから、実際に数字が知りたいんだと思うんですよ。これとは別に数字を付けてもらった方がいいのではないかなと思います。

○築島所長 それは日報をまとめた形で、何月何日何曜日、天気がどうで、何人入っているというようなものは原データがございますので、例えばそれをお示しするかそういう形で。

○逢見副主査 原データそのままがいいかどうかは別にして、もうちょっと。このグラフだとよ

くわからないと思うんです。

○佐藤次長 その規模なんですけれども、例えば月別とか。

○小林副主査 ウィークデーとウィークエンドとかでも。

○佐藤次長 土日についても、お天気がよければすごく入るし、お天気が悪いと平日と同じぐらいという感じなんですけど。

○小林副主査 月単位で、ウィークデーとウィークエンドというので、トータルでもいいのではないのでしょうかね。

○逢見副主査 そうそう。

○佐藤次長 とりあえず1年の分を全部出して、その中で特出しということで、例えば土日をお示しすると、そんな感じで表を整理することにいたします。

○高崎専門委員 最近、土木の方では、コンサルタント業界は非常にダンピングが頻発していて、公園のコンサルタントというか、管理業者がどういうふうに行っているのかよく知りませんが、ダンピングを防止する手立てを何か考えておられるんですか。

○築島所長 1つは、低入札価格調査制度という形で、一定の価格以下の場合には、調査をかけた上での落札者の決定をしますといったようなことは、これはすべからず官公庁の入札で大体導入しているんですが、そういったことを今回も導入はしているところでございます。

○高崎専門委員 そうすると、予定価格は出されるわけですね。その予定価格を基準に入札価格を決めるのでしょうか。

○築島所長 あらかじめ中では決めておきます。

○高崎専門委員 その積算のところの予定価格を出すときの方法としては、人件費の積み上げみたいな、技術経費、諸経費という通常のやり方で積み上げるわけですか。

○築島所長 主に人件費の積み上げになるかと思えます。

○高崎専門委員 はい、わかりました。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

すみません、審議が長時間に及びましたけれども、きょういろいろこれから整理すべき点が多数出てまいりましたけれども、それは勿論これから調整していただくということですが、事務局の方で何かありますか。

○事務局 進め方でございますが、基本的には、持ち帰って検討をいただくという内容が残っていますので、検討をいただいて、整理をしていただいた上で、事務局に送付をしていただくと。事務局から個別に先生方に相談を申し上げて、よろしいということであれば、パブコメに進めさせていただきます。なお、審議の必要があるということであれば、そのときに対応を検討するということをお願いできればと思っております。

○小林副主査 そのように、今またいろいろな論点で出てきましたので、それについて事務局と詰めていただいて、その結果を委員にフィードバックしていただいて、それで大丈夫だということになれば、パブコメに移っていただき、まだちょっと審議の必要があるという判断の場合にはまた審議をすると、そのような手続を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今のような手続でなるべく早く議了するように努力したいと思いますので、環境省におかれましては、本日の審議、今後の事務局との調整、その後のパブコメ等も踏まえまして、引き続き検討をいただくようお願いいたします。

○笠井課長 どうも御指導ありがとうございました。

○小林副主査 では、委員の先生方も御意見をどうぞよろしくをお願いいたします。

以上